

広島県教育委員会会議録

平成26年3月27日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

平成26年3月27日（木） 14：00開会

15：04閉会

1 出席委員

大 野 徹
二 宮 皓
平 谷 優 子
佐 藤 卓 巳
細 川 喜 一 郎
下 崎 邦 明（教育長）

2 欠席委員

な し

3 出席職員

教 育 次 長 木 原 健
管 理 部 長 樽 谷 敏 治
教 育 部 長 佐 藤 隆 吉
参 与 高 田 英 弘
総 務 課 長 畦 地 博 之
秘 書 広 報 室 長 寺 川 和 己
教 職 員 課 長 諸 藤 孝 則
義 務 教 育 指 導 課 長 北 川 千 幸
高 校 教 育 指 導 課 長 古 前 勝 教
特 別 支 援 教 育 課 長 山 下 睦 子

教育委員会会議臨時会日程

開催日時：平成26年3月27日（木）

14：00～

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第1号議案	広島県教育委員会組織規則の一部改正について	1
日程第3	第2号議案	事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部改正について	2
日程第4	第3号議案	広島県立学校職員服務規程の一部改正について	3
日程第5	第4号議案	へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について	3
日程第6	第5号議案	職員の高齢者部分休業に関する条例第2条第2項の任命権者が定める時間を定める訓令の制定について	4
日程第7	第6号議案	教職員人事について	—
日程第8	第7号議案	平成26年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について	—
日程第9	第8号議案	広島県立高等学校学則等の一部改正について	5
日程第10	報告・協議1	平成25年度広島県高等学校共通学力テストの結果について	6
日程第11	報告・協議2	特別支援学校における技能検定の実施について	9

大野委員長： ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、平谷委員及び佐藤委員を御指名申し上げますので、御承諾願います。

本日の会議議題はお手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思います。いかがいたしましょうか。

二宮委員： 第6号議案及び第7号議案は、人事に関する案件ですので、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

大野委員長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

大野委員長： それでは、ただ今の二宮委員の発議について採決します。

第6号議案の教職員人事について、第7号議案の26年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命については、公開しないということで賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

大野委員長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は第6号議案及び第7号議案を公開しないで審議することといたします。

第1号議案 広島県教育委員会組織規則の一部改正について

大野委員長： それでは、第1号議案、広島県教育委員会組織規則の一部改正について、事務局から説明をしてください。

畦地総務課長： 第1号議案、広島県教育委員会組織規則の一部改正について、御説明申し上げます。

本年2月の県議会定例会におきまして、広島県附属機関設置条例が可決制定をされました。知事及び教育委員会の附属機関としまして、「広島県いじめ問題調査委員会」が設置され、また、知事その他の執行機関は、その規則で定めるところにより、公募型プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する附属機関を置くことができるとされたことに伴いまして、これらを教育委員会に属する附属機関として広島県教育委員会組織規則に規定するものでございます。

広島県いじめ問題調査委員会につきましては、平成25年9月に施行されました「いじめ防止対策推進法」に規定する重大事態のうち、調査が必要と知事又は県教育委員会が判断したものにつきまして、公平性、中立性を確保した調査を行う機関として設置するものでございます。

これに係る事務は、教育部豊かな心育成課が所掌することとしております。

また、公募型プロポーザル方式による契約の相手方の選定に係る事項につきましては、調査審議する機関につきまして、外部有識者を選定委員に含む公募案件ごとに、その調査審議を行う期間中に限り設置される附属機関となります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願います。

大野委員長： ただ今の説明に対して、御質問また御意見等はございませんか。

(な し)

大野委員長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

大野委員長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

第2号議案 事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部改正について

大野委員長： それでは、第2号議案、事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部改正について、事務局から説明をしてください。

畦地総務課長： 第2号議案、事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部改正について、御説明を申し上げます。

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の勤務時間及び休暇等に関する規則が改正されまして、平成26年4月1日から新たな制度でございます「子育て支援部分休暇」が導入されることとなっております。

この度の事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の改正事項といたしましては、「子育て支援部分休暇」を取得する際の手続を加えたものでございます。

具体的な「子育て支援部分休暇」の内容でございますが、これは、職員が小学校に就学している子、第1学年から第3学年までの者に限りますけれども、その子を養育するため勤務しないことが相当である場合に認められる休暇となっております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

大野委員長： ただ今の説明に対して、御質問又は御意見等はございませんか。

平谷委員： 今は、1年生から3年生の参観日に行きたい場合には、どのような休暇をとって参観日に行かれていますのでしょうか。

畦地総務課長： 現在は、子育て支援休暇制度がございまして、参観日も含めて、家族看護等休暇の中で参観日等には参加している状況がございまして。また、その回数が多くなりますと、年次有給休暇を取得してということになるかと思っております。

平谷委員： これは、知事部局にできたものということもお聞きしていますが、結局、部分休暇なので、これをとった場合に、そこに穴があくので、誰かがフォローしなければいけない制度ですよ。そうすると、周りを気遣ってしまうと、この制度を利用されることがないので、お互い様ということを使いやすいようにしていく環境整備というのが伴って、初めて使える制度になると思います。その環境をつくるのは、結局、管理職の先生方なので、管理職の先生方においては、この制度を使いやすくなるように、あんまり気にせず、意識し過ぎず利用できるような、職員間の配慮と周知というところを徹底いただくようにしていただけたらと思います。

その辺りで何か具体的に考えておられることあれば教えてください。

畦地総務課長： 今回は、手続の改正でございますけれども、この前の制度制定になった段階では、学校も含めまして、各所属長、全て職員に対する制度趣旨等の徹底ということで通知を出しております。引き続き、様々な機会を捉えて、制度ができておりますので、取得できる環境というものも当然考えていかななくては行けませんので、指導して参りたいと考えております。

二宮委員： 子育て休暇ですが、同一の乳幼児について、両親が共に県職、あるいは共に事務局等に勤務されている場合には、それぞれが親として子育て支援の休暇が取れますか。それとも、特定幼児について、いずれでしかとれないのですか。割と夫婦でお勤めになっている場合もあるやに思いますので、その辺はどのようになるのでしょうか。

畦地総務課長： 基本的に子育て支援部分休暇の内容は、勤務しないことが相当である場合に認められるということで、養育に必要な者が別にいるというようなことになると、それは認められないという判断になるのではないかなと。だから、両方が一緒に取得するとかいうのではなく。※

二宮委員： 交代交代ですか。

畦地総務課長： それは当然想定できます。

平谷委員： 学習発表会だとか何らかのもので年に1回しかないような行事もあると思います。そういう場合に、今のような、1人が行けば、もう1人は行かなくていいというものでも、子供の側からすればいいと思いますので、実情に応じて柔軟な対応をお願いしたいと思っております。

畦地総務課長： 説明が十分でなかったので申し訳ございませんが、この子育て支援部分休暇制度は、

正規の勤務時間の始め又は終わりに2時間を超えない範囲で休暇を取得できる制度を設けるものでございますので、今のような、委員がおっしゃる参観日、あるいは学習発表会という部分について、この制度を適用してされるというのは、想定していないという状況ではございます。

ですから、先ほど申しました、家族看護等休暇を取得されるか、あるいは、年次有給休暇を取得されて参観されるというようになろうかと思えます。

大野委員長： ほかに御意見、御質問等ございませんか。

(な し)

大野委員長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

大野委員長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

第3号議案 広島県立学校職員服務規程の一部改正について

大野委員長： 続いて、第3号議案、広島県立学校職員服務規程の一部改正について、事務当局から説明をしてください。

諸藤教職員課長： それでは、第3号議案、広島県立学校職員服務規程の一部改正について、御説明申し上げます。

先ほどの第2号議案の県立学校の職員に対するものということになるわけですけれども、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例が、平成26年3月26日付けで改正され、新たな制度である「子育て支援部分休暇」が導入されております。

この度の広島県立学校職員服務規程の改正事項といたしましては、「子育て支援部分休暇」を取得する際の手続について加えたものでございます。内容については、先ほどと同じような休暇でございます。

説明以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

大野委員長： ただ今の説明に対して、御質問又は御意見等はございませんか。

(な し)

大野委員長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

大野委員長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

第4号議案 へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について

大野委員長： 続いて、第4号議案、へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について、事務当局から説明してください。

諸藤教職員課長： それでは、第4号議案のへき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について、御説明いたします。

へき地における教育水準の向上を目的とする「へき地教育振興法」によりまして、へき地学校等に勤務する教職員に対しては、へき地手当を支給しなければならないことと

されております。

本県におけるへき地学校等につきましては、この「へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則」により規定し、へき地手当等を支給しているところでございますが、各市町において、平成25年度末から平成26年度当初にかけて行われます市町立学校等の統廃合に伴い、へき地学校等を指定しております規則の別表を改正する必要があります。

具体的な見直しの状況につきましては、資料の3枚目以降にございます新旧対照表に網掛け及び下線により表示しているところでございます。

今回の改正におきまして対象となる市町は、呉市及び神石高原町でございます。

この見直しの結果、平成26年度におけるへき地学校等の総数は、現在の86所属から81所属に減少することとなります。

施行期日については、本年4月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

大野委員長： ただ今の説明に対して、御質問又は御意見等はございませんか。

(な し)

大野委員長： よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

大野委員長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

第5号議案 職員の高齢者部分休業に関する条例第2条第2項の任命権者が定める時間を定める訓令

の制定について

大野委員長： 続いて、第5号議案、職員の高齢者部分休業に関する条例第2条第2項の任命権者が定める時間を定める訓令の制定について、事務当局から説明してください。

諸藤教職員課長： それでは、第5号議案の職員の高齢者部分休業に関する条例第2条第2項の任命権者が定める時間を定める訓令の制定につきまして、御説明いたします。

まず、1の「提案の趣旨」についてでございます。先日行われました県議会2月定例会におきまして、「職員の高齢者部分休業に関する条例」が制定され、任命権者は、55歳に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、高齢者部分休業を承認することができることとされたところでございますが、この高齢者部分休業の承認は、任命権者が定める時間を単位として行うものとされたことから、この承認の単位となる時間を定めるため、新たに訓令を制定するものでございます。

次に、2の「制定する教育委員会訓令の内容」及び3の「職員の高齢者部分休業に関する条例第2条第2項の任命権者が定める時間を定める訓令案」についてでございます。

高齢者部分休業の承認の単位となる時間につきましては、学校運営への支障等を考慮し、1日の勤務時間の約半分の時間となる3時間45分又は4時間といたします。

最後に、この施行期日については、本年4月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

大野委員長： ただ今の説明に対して、御質問又は御意見等はございませんか。

佐藤委員： 質問ですけれども、3時間45分と4時間と2通りの時間が「又は」で記載されていますが、これは学校よっての時間割りの違いということで理解してよろしいでしょうか。

諸藤教職員課長： 1週間当たりの休業時間を考えた時に、15時間30分又は19時間15分という、その半分からどこで切るかという区切り方を考えております。それに伴いまして、1日当たりどういう取り方が可能かということを考えて時に、1日が7時間45分という中を3時間45分と4時間の区切り方でやる両方のケースが考えられるということで、そのようにしております。各学校の状況も踏まえながら、どういう時間の設定にするかということについて

では、決めていくことになるかと思っております。

二宮委員： 高齢者は何歳からで、実際にどんな方ですか。

諸藤教職員課長： 55歳に達した職員が申請した場合において認めていくことのできる制度でございます。

平谷委員： この制度をつくるに至った必要性みたいところを教えてくださいませんか。

諸藤教職員課長： この制度の導入についてでございますけれども、親の介護等に伴う諸事情に対応するために、高齢職員の多様な働き方についての要望が高まっているということを踏まえて、高齢職員の勤務形態の選択肢を広げるために、地方公務員法の改正を踏まえて、本県においても平成26年度から制度を導入することとしたものでございます。

平谷委員： 介護だけではないですね。そうすると、親と年齢差があっても、55歳未満の方は使えないわけで、もう少し多様な働き方ということが重視されているといいのかなと思います。

諸藤教職員課長： 今、介護と申しましたのは、そういったことも含めた諸事情に対応するというところでございますので、それに限定するものではございません。

大野委員長： ほかにございませんか。それでは、私のほうから、自分自身も55歳を超した人間になっておりますものですから、高齢者と言われると、非常に自分自身に抵抗が出てくるのでありますので、ある意味で、まだ定年前の働き盛りの方でもありますので、受け取られる側が、わしはもう高齢者かと言われないうように、その場面場面に応じて、きちんとこういう制度があるというように御説明いただけたほうがよろしいかと思っておりますので、意見として申し添えておきたいと思っております。

ほかに御意見、御質問ございませんか。

(な し)

大野委員長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

大野委員長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

第8号議案 広島県立高等学校学則等の一部改正について

大野委員長： 続いて、第8号議案、広島県立高等学校学則等の一部改正について。

古前高校教育指導課長： 広島県立高等学校学則等の一部改正について、御説明いたします。

この改正案は、平成26年4月から、専攻科を除きますけれども、公立高等学校の授業料の不徴収制度が廃止され、所得制限を伴う高等学校等就学支援金制度が導入されることにより、平成26年4月以降の入学者から公立高等学校の全日制及び定時制課程につきましては授業料、通信制課程の受講料を原則徴収することになったため、徴収対象者等の規定について必要な改正を行うことを提案するものでございます。

この改正案の議案は、1ページからでございます。

改正内容をかいつまんで申し上げますと、高等学校等就学支援金事務を事務局で行うことによる授業料等納付に係る誓約書の提出先の規定、あるいは、様式の新設、授業料等を納付する生徒の規定、そして、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給手続期間中に係る徴収猶予及び申請手続の不要について規定するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

大野委員長： ただ今の説明に対して、御質問又は御意見等はありませんか。

(な し)

大野委員長： よろしゅうございますか。

以上、本件の審議を終わります。

採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

大野委員長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

報告・協議 1 平成25年度広島県高等学校共通学力テストの結果について

大野委員長： 続いて、報告・協議 1，平成25年度広島県高等学校共通学力テストの結果について、事務当局から説明をしてください。

古前高校教育指導課長： 昨年11月に実施しました平成25年度広島県高等学校共通学力テストの結果の概要について、御報告をいたします。

教育委員会では、近日中に共通学力テストの結果を分析した報告書を各学校に配布するとともに、ホームページで公開することにしておりますけれども、本日は、報告書の概要版を用いて御説明いたします。

資料の 1 ページを御覧ください。このテストの趣旨、実施対象校及び問題の種類等については、ここにお示ししたとおりでございます。A問題は、第 1 学年の生徒が、B問題は、第 2 学年の生徒が主に受験しております。

テスト結果の概要について御説明いたします。1 ページの下の表を御覧ください。

国語総合、数学 I，英語 I の問題におきまして、通過率60%以上の生徒の割合がほぼ 7 割以上となっており、基礎的・基本的な学習内容について、おおむね定着していると考えております。ただし、通過率30%未満の生徒の割合を 5 %以下にすることを目標として設定しておりますけれども、数学 I，コミュニケーション英語 I 及び英語 I で 5 %を上回っていることは、課題であると受けとめております。

次に、2 ページを御覧ください。ここでは、各教科ごとに平成25年度に明らかになった主な改善・定着の状況と、課題及び平成26年度の指導改善のポイントをお示ししております。このことについて、数学を例にとって御説明いたします。今年度、ステップアップハイスクールに指定された学校などに、教具や板書、ICTの活用などにより、視覚的に捉えさせることで思考を促す工夫を行ったり、生徒に根拠を明確にして説明させるなど、思考力を育むために考えさせる場面を設定するといった授業展開の工夫について指導をして参りました。

共通学力テスト数学における改善点の一つを御紹介いたします。資料の 9 ページを御覧いただきたいと思えます。上段にありますのは、第 1 学年用の数学 I で、放物線の重要な特徴の一つであります対称性について理解をしているかどうかをみる問題であります。通過率は76.8%でございました。平成24年度のテストで類似の問題を出題しておりますが、通過率は53.9%でございました。ICTを活用して二次関数の放物線を描き、視覚的に捉えさせることで放物線を生徒に実感させ理解を深めさせる指導が進んできているものと思っております。

一方、下段にお示ししております、「三角形の面積の公式を用いて、三角形の面積を求める問題」では、三角形の面積公式を選ぶ問題を出題いたしました。平成24年度の類似の問題と比較して、通過率は4.1ポイント上昇しておりますが、昨年度の「面積を求めなさい」という問い方では、生徒が $\sin 30^\circ$ の値が分からないのか、あるいは、面積の公式が分かっているのかなどが明らかにならなかったために、今年度は、9 ページの下段にありますような問い方にいたしました。すると、高さを求める \sin を活用するという数学的な見方・考え方の定着に課題があることが分かりました。また、通過率そのものも十分に高いと言えないことから、根拠を明確にした公式の理解が十分でないことが明らかになっております。来年度以降、公式等の一方的な暗記ではなく、授業において公式の成り立ちを考えさせる場面を効果的に取り入れていくことについて、指導して参りたいと考えております。

次に、誠に恐縮ですが 3 ページにお戻りください。グラフの分布状況から、国語については、全体的に基礎的・基本的な学習内容は定着していると考えられます。また、数学 I，英語 I については、おおむね基礎的・基本的な学習内容は定着しているものの、

定着が不十分な生徒も少なくないことが分かります。

次に、4ページを御覧ください。ここでは、平成24年度と内容が同一又はほぼ同一の問題について比較し、第1学年から第2学年へ、学習内容の定着がどの程度進んだかをみております。その結果、ほとんど全ての問題について、通過率が上昇しており、定着が進んでいることが分かりました。

次に、5ページでございます。ここでは、高等学校第1学年生徒が中学校3年生時に受検した平成24年度全国学力・学習状況調査の「活用」問題と同一問題を出題することによって、義務教育段階の学習内容の定着状況を見ることといたしました。数学の垂線の作図の手順を読み、そこで用いられている図形の性質について考える問題でございます。表にありますように、高等学校第1学年での通過率が70.5%でございます。中学校第3学年の通過率が56.7%でしたので、より定着が進んでいることが分かりました。なお、通過率30%未満の生徒についてみますと、この設問の通過率は12.3%と極めて低く、義務教育段階の学習内容の定着が不十分な生徒も少なくないことも分かっております。

次に、6ページを御覧ください。ここでは、テストと併せて実施しました生徒質問紙調査・学校質問紙調査の結果及び各科目の平均通過率と正の相関関係がみられた主な調査項目についてお示ししております。例えば、「7-(2)学校質問紙調査結果」の「外国語科についての項目」の箇所を御覧ください。外国語科については、「自分の考えなどを整理して、場面や目的に応じて英語で書かせる機会を設けていること。」「普段から主に英語で授業を展開していること。」が、平均通過率と相関関係があることが分かりました。学習指導要領の完全実施に伴い、英語で授業を展開し、場面や目的に応じて、生徒に英語で自分の考えなどを表現させる機会を増やしていく指導を続けて参りたいと考えております。

資料8ページでございます。この一覧表は、「2年次の時の成績が1年次の時の成績より伸びた学校」を示したものでございます。網かけでお示ししておりますように、高等学校学力向上対策事業において、生徒の基礎学力の定着・向上に有効な指導内容・指導方法について実践的研究を進めております「ステップアップハイスクール」指定校の6割に相当する学校が、生徒の成績を伸ばしております。教員の教科指導力を高め、授業改善を図る取組が成果を上げているものと考えております。

当課といたしましては、引き続き、全ての生徒に基礎的・基本的な学習内容が確実に定着するよう取組を進めて参ります。

以上で高等学校共通学力テストの結果の概要の報告を終わります。

大野委員長： ただ今の説明に対して、御質問又は御意見等はございませんか。

平谷委員： 4ページを見ると、25年度と24年度で類似の問題が扱われ、これによって通過率の変化を見ることができるということで、それは非常に有用だと思いますが、一方で、多くの学校では、過去問をやっているのではないかというように思います。過去問をやっただけではいけないと私は思わないですけど、非常に問題が似ていると、それは学力ではなくて、去年の問題をやっただけで、たまたまその問題を頭に入れていたからということになるとも思います。対策をしつつ、過去問もやってもらい、年度ごとの変化も見ていく。いずれも必要なことだと思いますが、そういう意味での、類似性と過去問をやることとの対策的なところは、どのように図っておられるのでしょうか。

古前高校教育指導課長： このように4ページにお示ししておりますのが、ほぼ基礎学力の定着を見る問題の中で基本的なものが多くございますけれども、そういうところの定着に課題のある学校につきましても、教材を作成しまして、夏休み前ですけれども配付させていただいております。また、学校によっては、過去問もやらせているという学校もあるように思っておりますけれども、私どもといたしましては、テストの直前に、1週間前だから集中的に過去問やって、対策立てて、通過率を上げてみようということではなしに、私どもが申し上げているのは、ある学校の基礎・基本の定着状況に課題があるのであれば、そこを克服するために年間の指導計画に位置付けて計画的に指導し、そのことによって通過率の上昇を図るという取組が、過去問であろうと、学校独自に作成した教材であろうと、あるいは、私どもが配付している基礎学力の定着を図るための教材であろうと、それは非常にいい取組ですし、まさに、こういう問題を通して、できない部分ができるようになってくれる。そして、卒業していただけるということであれば、私たちは非常にそれが、本来のこのテストの目的だと思っております。

平谷委員： 適切に指導なさっているということで、了解しました。

二宮委員： これそのものに直接は関係しませんが、2ページの外国語のところ、今、高等学校

は英語で英語を教えるという時間がありますけれども、それは実際の実施体制はどんな状況でしょうか。また、それとともに、テスト問題も今後変わってくるのでしょうか。

古前高校教育指導課長： 昨年度から本格実施になりました新しい学習指導要領におきまして、文部科学省のほうから、英語の授業は英語で行うことを原則とするという記述がされ、そう指導がされているわけでありまして。ただ、実態としまして、1コマ50分の授業を最初から最後まで英語でやると、文科省の調査などで、先生の英語の使用率はどうかというものがありますけれども、その使用率が高ければいいというものではないわけでありまして。英語の先生が英語で授業するのだからといって、最初から最後まで1人でしゃべっていたら意味がないわけでありまして。英語で授業をするということは、生徒が英語を実際に使う場面や機会、時間をきちんと確保するということだと思っております。そういったことについては、学校によって、あるいは、教員によって時間の長短はあるかもしれませんが、実際に学んだ文法事項であるとか、表現であるとか、そういったものを英語で表現させる時間を確保するという取組は、今、徐々に進んできていると思っております。

二宮委員： 日本語で英語を教えていたことの反省で、今度は英語で英語を教えるという時に、仮に同じ問題を出した時に、英語で英語を教えることになった時の結果と、今までの日本語で英語を教えていた時の結果は、多分、同じ問題を使えば比べられますね。だから、問題は、そういうテストをしたほうがいいのかどうか。新しい英語の考え方で新しいテストをしたほうがいいのか。つまり、大学入試も変わらなくてはいけませんよね。だから、本来、テストで何を測って、どこがよくできたから本当にいいのかというのは、哲学的な問答に近いぐらい難問だと思いますよね。その辺をやはり研究しないと、新しい革袋があるのにと、そういうたとえになってしまいますので、本県はそこをどう学習指導要領にのっとって、どう考えて、何をテストするのかと。中学校との共通の問題もありますといったことで、それが英語で英語を教えたら学力が下がってという話になったら困りますからね。その辺を、もうそろそろ準備して、私たち自身が学習指導要領の目標を達成しているかどうかというところを評価する。その評価そのもののあり方を、高校教育指導課で研究開発していただくといいのかなと思います。

古前高校教育指導課長： 一昨年度から、英語力強化に関する国の研究指定などを受けまして、中学校と高校が連携して研究活動を行って参りました。次年度以降は、小・中・高の連携による英語の授業の在り方の研究といったようなこともして参りたいと思っておりますけれども、極端な言い方をしますと、英語で教えることを原則としますが、いわゆる、上滑りな、何か英語を適当に話して、楽しそうという授業が理想の形だというように勘違いをすると、それは学力低下を招くと思っております。私どもの課でも指導主事と話をしているところあります。従来の日本語だけで英語を教え、説明ばかり一方的に教員がするような授業、あるいは、英文を読むというより日本語に訳すような授業ではなくて、やはり、読んで覚えたことをきちんと自分の言葉で言わせてみるとか、発表させるというような時間を確保する。その時に、先生が日本語で指示を出すのではなくて、英語で指示を出す。生徒も質問があれば英語で返すといったような、英語の実際のやりとり、そういったことのバランスをとってやらなければならない。英語は読み、聞く、書く、話すの4技能でありますので、この4技能のバランスをきちんととって、1コマの授業の中でそれがきちんと配分されていて、授業が展開されると。そういったことを一つの理想にするべきだと思っております。

委員が御指摘のように、それをどう評価するかという評価の在り方について、今後とも私どもも工夫、研究して参りたいと思っております。

細川委員： 関連して、最近のキャリア教育に関わるところで、英語を学問として私たちは勉強してきました。それが最近、ここでも取り組まれていますが、それをツールとして今後は勉強していくべきところもあるということで、その2本立てでということですが、心配されているのは、学問としてこうだからこうというような英語教育ではなくて、ツールとしてそれを使う国と交流するとか、その国に興味を持つとか、お互いが理解し合うというところの中でのツールとしての英語も今後は必要であろうということが、ここで数字も上がっておりますし、問われているところだということのように理解しているところでございますが、そのとおりでございますか。

古前高校教育指導課長： 委員御指摘のように、英語はやはりコミュニケーションのツールだということで、まず、その役割を果たさなければいけません。ですから、高校生の段階で言いますと、やはり、読んだり、書いたり、聞いたり、話したりすること、書き物を読んだのコミュニ

ケーションというのもありますので、話すだけではないと思っておりますけれども、それがやはり実際に相手とコミュニケーションをする手段として、まずは身に付けさせる一つの技能の科目だと思っております。技能を身に付けさせるということに重視していくということは極めて重要だと思いますし、大学等に進みましたら、英語学というような学問を研究するということも当然あるかと思っております。

また、実際に使うということで、国際交流のことも、今、細川委員がおっしゃってくださいましたけれども、幸いにもこの年度末に全ての県立学校が姉妹校提携をいたしました。次年度から海外の学校との交流も一層活発化すると思っておりますけれども、そういう子供たちの交流の中で、必要に迫られて英語を使うという場面をこちらも用意しますし、そのことによって、実際通じた、心が通えたという経験の中からツールとしての英語学習への意欲も高まっていく。そこをうまく使って、授業でも従来の授業のやり方を見直して、ツールとして、技能を身に付けさせるという部分を忘れずに重要視しながら、授業展開を工夫していくことを一層進めていく必要があると思っておりますし、そのように指導して参りたいと思っております。

大野委員長： ほかに御意見、御質問等ございませんか。

では、私のほうから、質問として、5ページのところで、中学校から高校へという部分で、「基礎・基本」定着状況調査からのつなぎの部分について、先ほど少しだけ御説明がありましたけれども、それに対して、高校として、要するに中学から高校へのギャップを生じさせないための工夫、あるいは取組といったものに関して、御説明願えるものがあれば御説明いただきたいと思っております。

古前高校教育指導課長： 委員長御指摘のように、やはり中高の接続というものは非常に大事であり、中学校3年生から高校1年生への橋を渡す部分、高等学校で言いますと、1年生の入学当初の段階ということになると思いますが、各学校におきましては、義務教育の学習内容をより定着を図るための科目、学校設定科目と言っておりますけれども、例えば、数学基礎でありますとか、基礎演習ですとか、そういった学校独自の科目を設定して授業を展開している学校もかなりございますし、また、それぞれの学校におきましては、学力検査の結果でありますとか、学校独自の入学当初の定着状況を評価するための問題等を使って、中学校段階までの学習内容がどう定着しているかということを探りながら、それ以降、どこから高校の勉強をスタートさせるか。そういった部分をかなり工夫してやるようになってきております。それは共通学力テストの一つの成果でもあると思っておりますけれども、そういう工夫がそれぞれの学校で行われておきまして、それぞれの実態に合わせて実施されていて、より円滑に高校段階の学習につなげるということの努力はされていると思っております。

大野委員長： ありがとうございます。

今、お答えをいただいて理解させていただきましたけれども、つなぎの部分として、非常に中学から高校へのつなぎがうまくいって、本当に復習も含めてうまいスタートが切れたという事例を十分に県内の高校に事例発表として浸透させてあげられるようなテーマ組みをお願いしておきたいと思っております。

ほかに本件に対して御意見、御質問等はございませんか。

(な し)

大野委員長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 特別支援学校における技能検定の実施について

大野委員長： それでは、続いて、報告・協議2、特別支援学校における技能検定の実施について、事務当局から説明してください。

山下特別支援教育課長： 報告・協議2、特別支援学校における技能検定の実施について、御説明申し上げます。資料1ページの「1 趣旨」を御覧ください。特別支援学校高等部に通う知的障害のある生徒の就労を支援するため、学校や広島ビルメンテナンス協会等の関係企業団体と連携して、本県独自で開発した認定資格に基づく「技能検定」を、平成23年度から実施しているところでございます。平成25年度は5分野で、上期、下期合わせて計10回実施いたしました。

「2 技能検定の実施状況等」を御覧ください。分野の欄にございますとおり、清掃、接客、ワープロ、流通・物流、食品加工の5分野を実施し、受検者総数は1,451人で、このうち1,406人が級の認定を受けております。受検者数は、平成24年度と比較して約1.6倍にふえており、各特別支援学校において、積極的に職業教育の充実が図られていると考えております。

認定方法につきましては、「評価表」に基づき、できたことを評価して、審査員が1級から10級までの区分で級を認定いたします。参考といたしまして、別紙で接客分野の「評価表」を添付しております。また、接客技能検定及び清掃技能検定の様子を2ページに写真掲載しておりますので御覧ください。

同じく、2ページの内定状況の表を御覧ください。平成26年3月20日現在、平成25年度卒業生で就職内定を受けた生徒は108名で、そのうち知的障害特別支援学校生徒は103人でございます。そのうち、平成25年度技能検定を受検した生徒は67人となっております。67人中41人は、より上級の認定資格を目指し、繰り返し受検をするなど、粘り強くチャレンジした生徒でございます。

就職内定を受けた生徒の主な就職先の業種は、製造・加工業、小売・サービス業、清掃・クリーニング業ですが、中でも小売・サービス業、清掃・クリーニング業において技能検定受検者の割合が高く、技能検定の取組が就職に活かされていると考えております。

2ページ下のグラフを御覧ください。本県の特別支援学校高等部生徒の就職率は、平成24年3月卒業生で24.3%、平成25年3月卒業生では26%でございました。平成26年3月卒業生は、3月20日現在の速報値で33%となっております。

「3 今後の計画」でございますが、特別支援学校生徒の就労への理解、協力が進むよう、広島県教育委員会が就職を応援していただける企業の登録制度を導入し、就労支援に協力していただけるシステムを設立したいと考えております。

以上で説明を終わります。

大野委員長： ただ今の説明に対して、御質問又は御意見等はございませんか。

佐藤委員： 1級から10級というランク付けをそれぞれの業種別の協会と連携して、業務内容を見ながら、こういうことができたならこの級かなとかいうことだろうと思いますけれども、それが就職に当たって、その協会が一手に就職面談をするわけではなくて、その中の会員企業が対応されるわけでしょうから、何級だったならこういうことができる子ですよということは、各企業には通達など情報公開はされているのでしょうか。

山下特別支援教育課長： この認定資格を開発するに当たりまして、参画いただいた企業に対しましては、それぞれの総会などの場において、私どもが参上いたしまして、資料に基づいて御説明申し上げているところでございます。

二宮委員： 大学等々と協力して、結果としてはとても良かった制度を作られ、広島県が一つのモデルになったかと思えますけれども、今、全国で広島県から学んで新しく導入していった県というのが新聞にも載っていましたが、どれぐらいあるのですか。

山下特別支援教育課長： 本県は全国で東京に次いで2番目に実施したことから、たくさんの県、そして政令市からお問い合わせをいただいたところです。これまで問い合わせをいただいた都道府県と政令市で22ですが、そのうち同じように技能検定を始められた県が8と把握しております。

二宮委員： おめでとうございます。

平谷委員： 課題の中に、広報を今後進めていくというお話があったと思いますが、その周知方法として、具体的に検討されていることがあったら教えていただきたいのが1点です。それと、今後の計画の中で、就職を応援する企業の登録制度を設立するというところで、こうやって応援いただく企業を増やしていくということは、非常にいいことだと思いますけれども、特別支援学校を卒業してすぐに就職できる方のみではなくて、作業所などで一定程度訓練とか、そういうのを積まれて、ワンステップおいて就職されるという方も一定程度いっちゃると伺っています。今後の話になると思いますが、この登録制度を作業所などとの情報連携みたいな形で、どのように活用していこうと思っておられるか、その点もあわせて教えてください。

山下特別支援教育課長： 障害のある生徒が企業で力を発揮できるということを、やはり技能検定を受ける姿などを通して、多くの企業関係者に理解していただくことが大切であると考えております。これまでJSTがそれぞれの企業訪問をする中で、技能検定の紹介をいたしましたり、動画を見ていただいたりという地道な取組を進めてきたわけですが、今後は、登録制

度と一体的に、この技能検定を見に来てくださるというのも協力内容の一つですということを知り、関連業種だけではなく、もう少し幅広い企業の方から、是非、御参画いただきたいというように考えております。

この登録制度を、まずは軌道に乗せることが第一だと思いますけれども、例えば、特別支援学校に在籍中の生徒であれば、こういったところで実習したというような情報を、卒業後の支援機関に円滑に引き継いでいくという情報の流れを、まずは整えたりするなどして、登録制度が軌道に乗るプロセスの中で、次への展開をまた考えていきたいと思っております。

細川委員： 先日、広島県知事、それから、労働局長の名前で、広島県商工会議所連合会のほうに障害者の雇用拡大についてお願いがございましたが、実際、今、大変残念なことに、法定雇用率も2%を切っておりまして、1.8%台だと思います。各地の商工会議所のほうも、その文章を各会員に流しておきましょうし、今後はいろいろな場面で商工会議所も協力していかなければならないと思っておりますので、特別支援学校におかれましても、機会を捉え出ていかれて、お話をされるなど交流をしていただきたいと思っております。意見です。

大野委員長： 今、細川委員から言ってもらいましたが、私のほうから関連するところで意見として申し上げておきたいのですが、今、おっしゃっていただいたように、企業の経営者としては、障害者雇用の基準に達しないとペナルティーという、そういう捉え方を皆さんされている。要するに、ペナルティーを払わないために一定基準の障害者の方を雇用せねばならないというように、経営者の皆さん思っておられる。そうではなくて、この障害者の皆さん、あるいは、特別支援学校卒業生は、こんなに素晴らしい人材がおりまして、こんないろいろな訓練して、検定を実施して、こういうような実情ですという、プラス思考の障害者雇用にとっては、この取組は非常に有意義であると思っておりますので、それを企業の経営者の皆さんや、先ほどの商工会議所の皆さんとかいろいろなところを通じて、どんどんアピールしていく、今後の計画の中にあるそういう広報活動というのを是非とも推進していただきたいということを、意見として申し添えておきます。

ほかに御質問又は御意見等ございませんか。

(な し)

大野委員長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

それでは、続いて、先ほど公開しないと決定した事案について審議を行いますので、傍聴者の方は退席をしてください。

(14:57)

※

「第2号議案 事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部改正について」の議案審議中、両親が共に県職員の場合の休暇取得に関する質疑については、次のとおり制度運用がされるので付記します。

○基本的に子育て支援部分休暇は、職員が、子を養育する必要がある場合に認められるものであるため、それぞれの所属において請求を行えば、配偶者の状況に関わりなく休暇が取得できます。